

第3次 相模原市

基 本 計 画
処 理
一 般 廃 棄 物

(案)

概 要 版

平成31年3月

相模原市

目 次

| | | |
|-------|--------------|----|
| 第 1 章 | 計画の基本的事項 | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画期間 | 2 |
| 第 2 章 | 第 2 次計画の進捗状況 | |
| 1 | ごみ処理基本計画 | 3 |
| 2 | 生活排水処理基本計画 | 5 |
| 第 3 章 | 第 3 次計画の目指す姿 | |
| 1 | 基本理念 | 6 |
| 2 | 取組の柱 | 7 |
| 3 | 数値目標 | 8 |
| 第 4 章 | 目標達成に向けた施策 | |
| 1 | 施策体系 | 12 |
| 2 | 重点施策 | 13 |
| 3 | 計画の推進に向けて | 14 |

【主な用語の説明】

| | |
|-----------------|--|
| 一般廃棄物 | <p>産業廃棄物 以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。</p> <p>産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に規定された、汚泥、廃油、廃プラスチック等の 20 種類の廃棄物のこと。</p> |
| 循環型社会 | <p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される社会としている。</p> |
| 4 R (フォーアール) | <p>リフューズ (Refuse): 発生抑制・リデュース (Reduce): 排出抑制・リユース (Reuse): 再使用・リサイクル (Recycle): 再生利用の 4 つの頭文字「R」をとったもの</p> |
| SDGs (エスディージーズ) | <p>SDGs (エスディージーズ: Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標) とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した 2030 年までに達成を目指す 17 のゴールと 169 のターゲットのこと。</p> <p>貧困問題をはじめ、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されている。</p> |



第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

資源循環都市を目指す

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、ごみの大量発生とその処理に伴う環境への負荷やコストの増大を招くため、廃棄物を持続可能な形で最大限活用することが求められてきました。

我が国においては、平成12年の循環型社会形成推進基本法の制定を機に、リデュース・リユース・リサイクルがより進む社会経済システムの構築を目指し、各種個別のリサイクル法などの法体系の整備が進められてきました。

国際的には、2015年に「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」が国連において全会一致で採択されるなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する持続可能（サステイナブル）な循環型社会の形成に向けた取組が進められています。

食品廃棄物の削減など、喫緊の社会的課題の解消

近年では、食品廃棄物の削減、使用済製品からの有用金属の回収等について、より一層の推進が図られており、あわせて、災害時の廃棄物処理システムの強化も進められています。

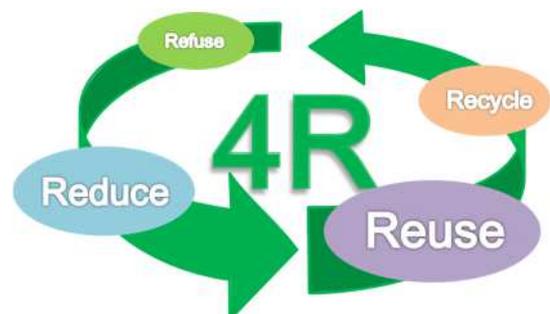
また、廃プラスチックによる海洋汚染の問題もクローズアップされており、ストローなどの使い捨てのプラスチック製品を他の素材へ転換するなどの対策が図られていますが、プラスチック製品全般に対する更なる対策が求められています。

食品ロスについてはSDGsにおいて、2030年までに達成を目指す17のゴールのうち「12 つくる責任つかう責任」のターゲットの中で「食品廃棄を半減させる」ことが掲げられています。

更なる4Rの推進、廃棄物の適正処理などを掲げた長期的視点に立った計画

相模原市は、今後想定される最終処分場等のインフラ整備や高齢化社会に伴う人口動態の変化、また、市民のライフスタイルの変化に的確に対応して、安心して生活できる環境を維持・向上させるために、市民・事業者・行政が今まで以上に廃棄物の減量化や資源化に対する必要性を認識し、循環型社会の実現に向けて協働して取り組んでいく必要があります。

この基本計画では、4R（発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用）の更なる推進、一般廃棄物の適正処理、大規模な災害への備え等、持続的かつ長期的視点に立った基本的な方針を明確に示します。





第2章 第2次計画の進捗状況

1 ごみ処理基本計画

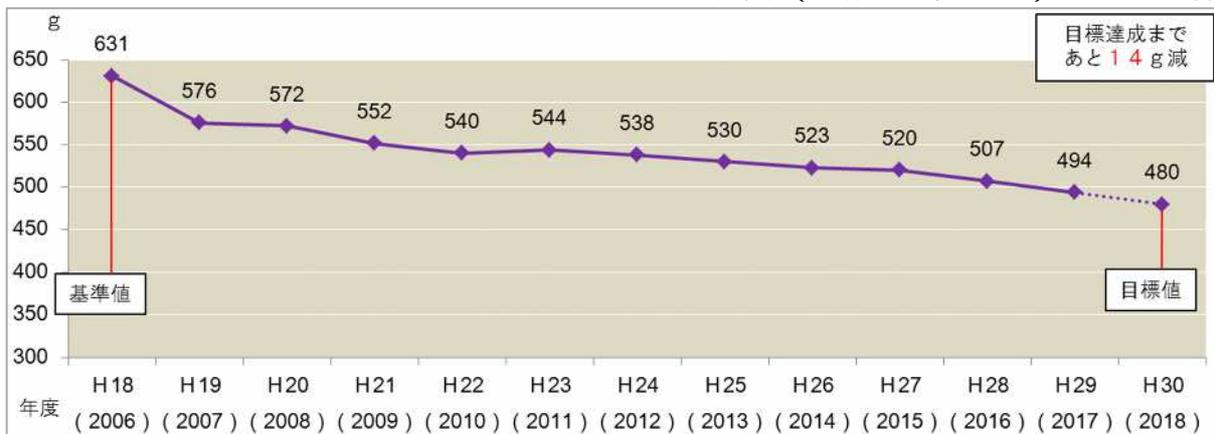
数値目標 1 市民1人1日当たりの家庭ごみ(資源を除く。)排出量

最終目標(平成30年度) 480g以下
 平成29年度実績 494g 目標達成まであと14gの削減が必要

「市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」については、基準年度である平成18年度実績から137gの削減がされましたが、計画目標値の達成にはあと14gの削減が必要となります。

図2 数値目標1 市民1人1日当たりの家庭ごみ(資源を除く。)排出量の推移

【算出式】(一般ごみ+粗大ごみ)÷人口÷365日



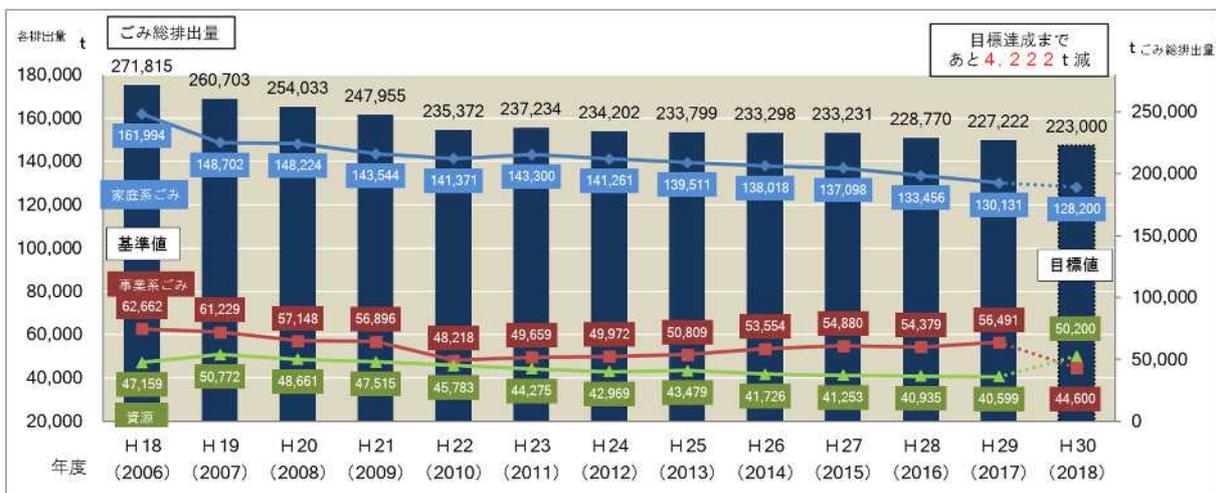
数値目標 2 ごみ総排出量

最終目標(平成30年度) 223,000t以下
 平成29年度実績 227,222t 目標達成まであと4,222tの削減が必要

「ごみ総排出量」については、基準年度である平成18年度実績から44,593tの削減がされましたが、計画目標値の達成にはあと4,222tの削減が必要となります。

図3 数値目標2 ごみ総排出量の推移

【算出式】一般ごみ+粗大ごみ+事業系ごみ+資源



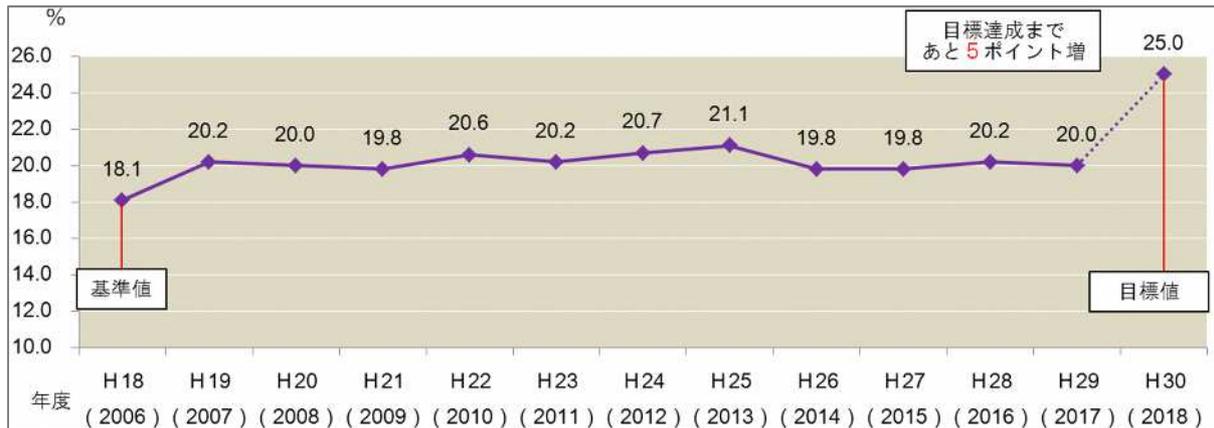
数値目標 3 リサイクル率

最終目標（平成 30 年度） 25%以上
 平成 29 年度実績 20.0% 目標達成まであと **5** ポイントの上昇が必要

「リサイクル率」については、基準年度である平成 18 年度実績から 1.9 ポイント上昇しましたが、計画目標値の達成にはあと 5 ポイントの上昇が必要となります。

図 4 数値目標 3 リサイクル率の推移

【算出式】(資源回収量 + 処理後資源化量 + 集団資源回収量) ÷ ごみ総排出量 × 100



数値目標 4 最終処分量

最終目標（平成 30 年度） 21,000 t 以下
 平成 29 年度実績 21,796 t 目標達成まであと **796** t の減量が必要

「最終処分量」については、基準年度である平成 18 年度実績から 11,528 t の削減がされましたが、計画目標値の達成にはあと 796 t の削減が必要となります。

図 5 数値目標 4 最終処分量の推移



2 生活排水処理基本計画

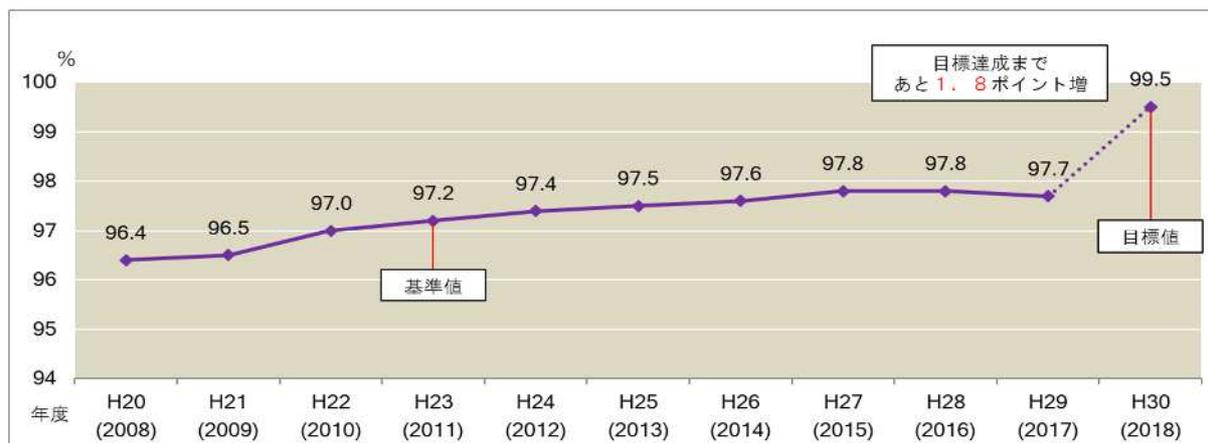
数値目標 生活排水処理率

最終目標（平成 30 年度） 99.5%以上
平成 29 年度実績 97.7% 目標達成まであと **1.8** ポイントの上昇が必要

「生活排水処理率」については、基準年度である平成 23 年度実績から 0.5 ポイント上昇しましたが、計画目標値の達成にはあと 1.8 ポイントの上昇が必要となります。

図 6 生活排水処理率の推移

【算出式】(公共下水道処理人口 + 合併処理浄化槽人口 + 農業集落排水処理人口) ÷ 行政区域内人口 × 100





第3章 第3次計画の目指す姿

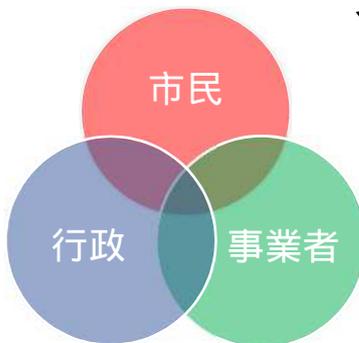
1 基本理念

基本理念

とものつくる

資源循環都市

さがみはら



第3次計画では、第2次計画の取組を継承し、安心して生活できる環境を築くために、「とものつくる 資源循環都市 さがみはら」を基本理念として掲げます。

相模原市では、これまで「とものつくる 資源循環型都市 さがみはら」の理念を掲げ、私たちの生活や事業活動の従来のスタイルを循環型のスタイルへ転換することを目指し、様々な施策に取り組んできました。

今後はさらに、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、更なるごみの減量化・資源化や生活排水等の適正処理を進めるとともに、これまで以上に、市民・事業者・行政の連携・協力を深めていく必要があることから、第3次計画においては、三者共有の基本理念として、「とものつくる 資源循環都市 さがみはら」を掲げ、取組を進めます。

2 取組の柱

取組の柱 ごみの更なる削減

ごみ総排出量は、第2次計画の基準年度である平成18年度の27.2万トンに比べて約16%削減されましたが、まだ、多量のごみが排出され、事業系ごみについては、増加傾向にあります。

更にごみを減量化・資源化していくためには、「ごみを発生させない」という視点から市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

今後、循環型社会への移行を加速するため、これまでの「4R」を更に推し進めたライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指します。

取組の柱 ごみの適正な処理

安全で、安心して暮らすことのできる生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬、処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であることから、廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理するとともに、環境負荷の低減に努めます。

取組の柱 ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェア、各種キャンペーン等の事業は、市民の4Rに関する意識の向上やまちの環境美化の保全に大きな役割を担っており、家庭から排出される一般ごみの減少などの成果につながっています。

今後も、市民・事業者・行政がより積極的に連携の強化を図るとともに、それぞれが独自に啓発活動や美化活動に取り組むことにより、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりを進めます。

取組の柱 生活排水の適正な処理

下水道整備区域については、更なる公共下水道の整備や下水道への接続を推進するとともに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽への転換を進めます。

また、生活排水を適正に処理するため、浄化槽の維持管理の徹底について、啓発を推進します。

取組の柱 大規模災害への備え

東日本大震災や熊本地震で明らかになった災害廃棄物等の処理の課題を踏まえ、短期間に大量に発生する災害廃棄物の処理等を進める強靱な処理体制の構築を目指し、災害廃棄物等処理計画等を見直し、大規模災害への備えを計画的に進めます。

3 数値目標

ごみ及び生活排水の基本となる「数値目標」を3項目設定するとともに、重点的な取組が必要な分野について「サブ指標」を4項目設定しています。それぞれの数値については、過去の人口、ごみや資源の排出量等を基に推計を行い、施策による削減効果を反映して設定しています。

なお、生活排水処理基本計画における数値目標等は、策定中の神奈川県生活排水処理施設整備構想との整合を図り設定しています。

(1) ごみ処理における数値目標

- ア 資源化可能物の分別と排出抑制による減量効果の指標として「ごみ総排出量」を目標項目として設定します。
- イ ごみの減量化及び清掃工場における処理後残さの有効活用（溶融スラグの有効活用等）による減量化の指標として「最終処分量」を目標項目として設定します。
- ウ ごみ総排出量に含まれる効果指標のうち家庭系ごみの減量化・資源化の指標として「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）」、「食品ロス排出量」をサブ指標として設定します。
- エ ごみ総排出量に含まれる効果指標のうち事業系ごみの減量化の指標として「事業系ごみ排出量」をサブ指標として設定します。

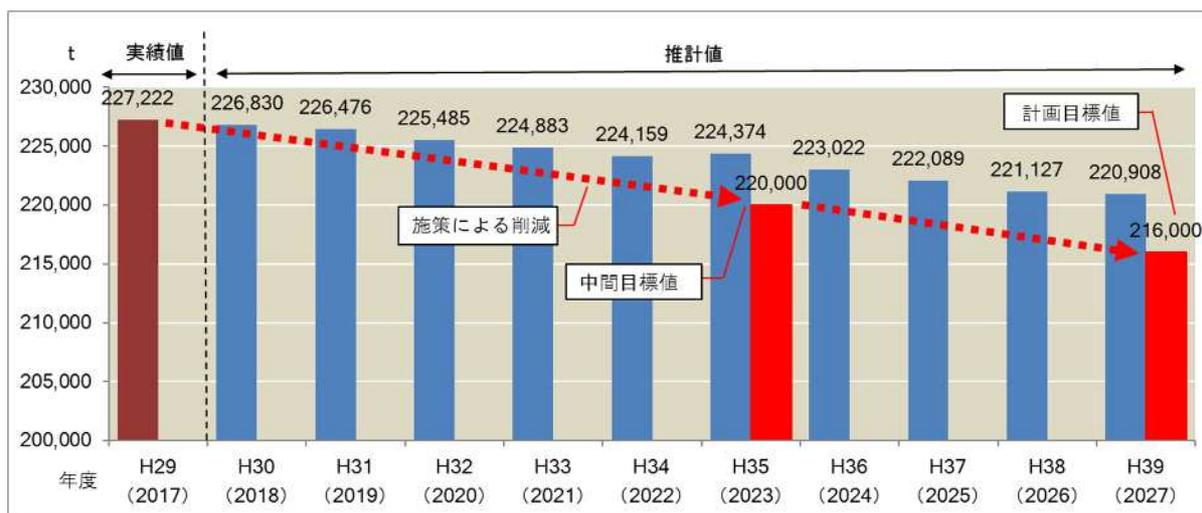
数値目標 1 ごみ総排出量

基準年度 平成 29 (2017) 年度 227,222 t

中間目標 平成 35 (2023) 年度 220,000 t 以下

計画目標 平成 39 (2027) 年度 216,000 t 以下

図7 数値目標 1 ごみ総排出量の推移 【算出式】一般ごみ+粗大ごみ+事業系ごみ+資源



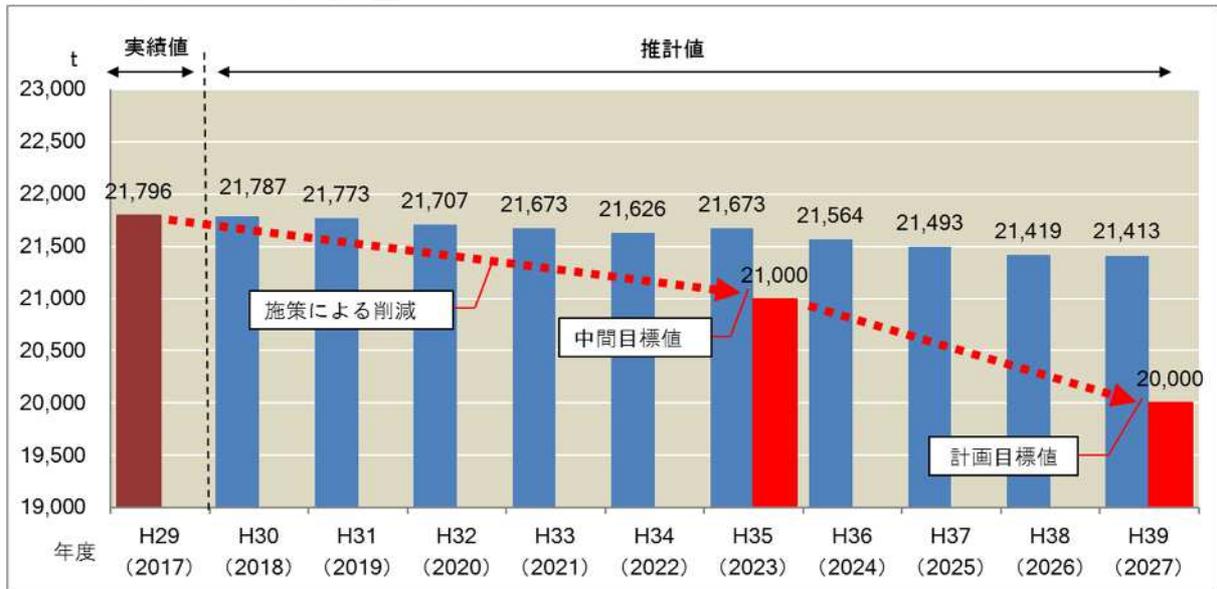
数値目標 2 最終処分量

基準年度 平成 29 (2017) 年度 21,796 t

中間目標 平成 35 (2023) 年度 21,000 t 以下

計画目標 平成 39 (2027) 年度 20,000 t 以下

図 8 数値目標 2 最終処分量の推移



サブ指標 1 市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量(資源を除く。)

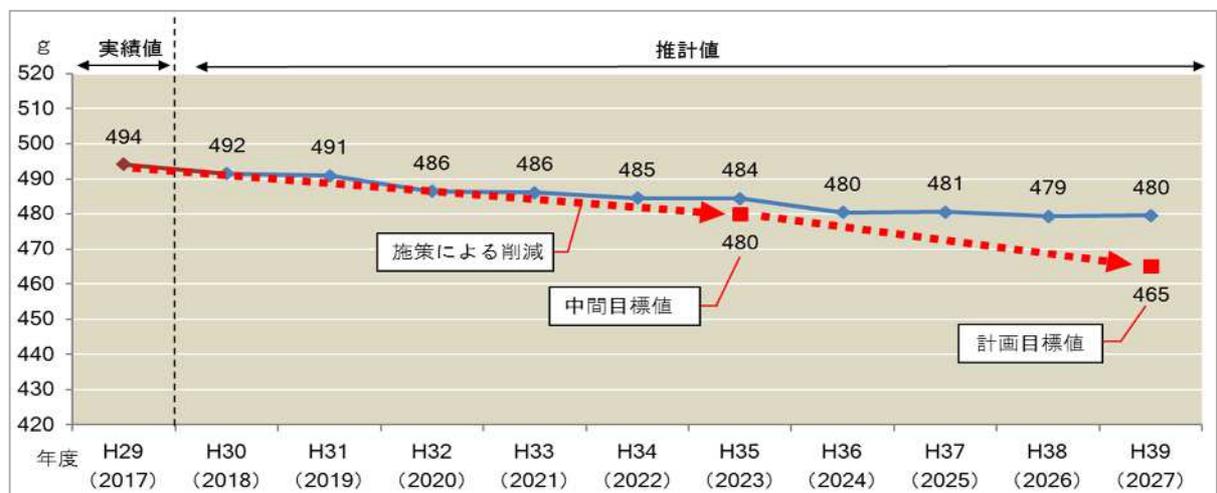
基準年度 平成 29 (2017) 年度 494 g

中間目標 平成 35 (2023) 年度 480 g 以下

計画目標 平成 39 (2027) 年度 465 g 以下

図 9 サブ指標 1 市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源を除く。) の推移

【算出式】(一般ごみ + 粗大ごみ) ÷ 人口 ÷ 365 日



サブ指標 2 食品ロス排出量

基準年度 平成 29 (2017) 年度 9,326 t

中間目標 平成 35 (2023) 年度 8,500 t 以下

計画目標 平成 39 (2027) 年度 7,900 t 以下

図 1 0 サブ指標 2 食品ロス排出量の推移



サブ指標 3 事業系ごみ排出量

基準年度 平成 29 (2017) 年度 56,491 t

中間目標 平成 35 (2023) 年度 55,000 t 以下

計画目標 平成 39 (2027) 年度 54,000 t 以下

図 1 1 サブ指標 3 事業系ごみ排出量の推移



(2) 生活排水における数値目標

ア 公共下水道の整備や高度処理型合併浄化槽による生活排水の適正処理状況を把握する「生活排水処理率」を数値目標として設定します。

イ ダム集水区域における生活排水の適正処理の推進状況を把握するため、「ダム集水区域の公共下水道整備率」をサブ指標として設定します。

数値目標 1 生活排水処理率

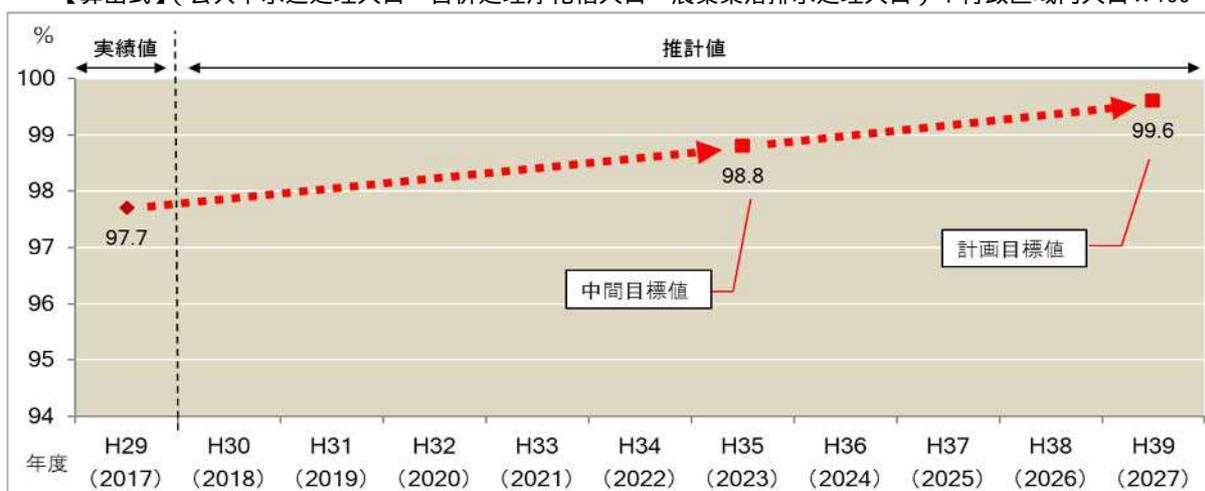
基準年度 平成 29 (2017) 年度 97.7%

中間目標 平成 35 (2023) 年度 98.8%

計画目標 平成 39 (2027) 年度 99.6%

図 1 2 数値目標 1 生活排水処理率

【算出式】(公共下水道処理人口 + 合併処理浄化槽人口 + 農業集落排水処理人口) ÷ 行政区域内人口 × 100



サブ指標 1 ダム集水区域の公共下水道整備率

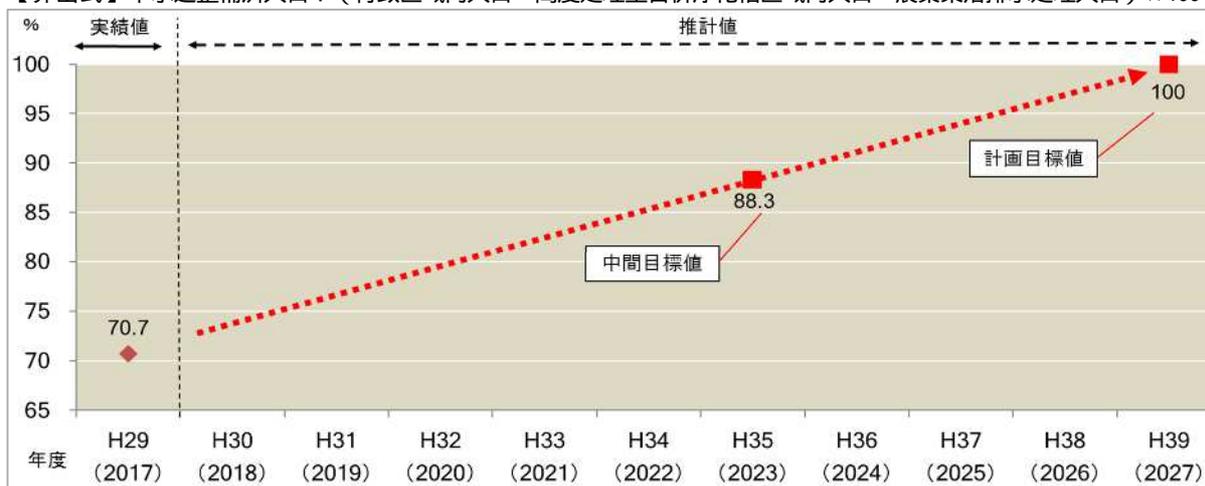
基準年度 平成 29 (2017) 年度 70.7%

中間目標 平成 35 (2023) 年度 88.3%

計画目標 平成 39 (2027) 年度 100%

図 1 3 サブ指標 1 ダム集水区域の公共下水道整備率

【算出式】下水道整備済人口 ÷ (行政区域内人口 - 高度処理型合併浄化槽区域内人口 - 農業集落排水処理人口) × 100





第4章 目標達成に向けた施策

1 施策体系

| 基本理念 | 取組の柱 | 基本施策 | 実施事業 |
|--|-------------------------|--|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ともにつくる</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資源循環都市</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">さがみはら</p> | 取組の柱 | 基本施策 1 家庭系ごみの減量化・資源化 | <ol style="list-style-type: none"> 1 生ごみ・食品ロスの削減 2 過剰包装やレジ袋等の削減 3 ごみの資源化の拡大 4 リユースの促進 5 4 Rに関する情報発信や環境教育の推進 6 ごみ処理手数料の在り方の調査研究 |
| | ごみの更なる削減 | 基本施策 2 事業系ごみの減量化・資源化 | <ol style="list-style-type: none"> 1 生ごみ・食品ロスの削減 2 ごみの資源化の拡大 3 適正排出の推進 4 4 Rに関する情報発信 5 ごみ処理手数料の在り方の調査研究 |
| | 取組の柱 | 基本施策 1 ごみ処理体制の整備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理施設の整備 2 エネルギーや資源の有効活用 3 収集運搬体制等の整備 |
| | ごみの適正な処理 | 基本施策 2 不適正処理防止対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 不法投棄防止対策の推進 2 持ち去り行為対策の推進 3 不用品の違法回収対策の推進 |
| | 取組の柱 | 協働の推進 ごみゼロに向けた | <ol style="list-style-type: none"> 1 きれいなまちづくりの推進 2 生ごみ・食品ロスの削減 3 ごみの資源化の拡大 4 不法投棄防止対策の推進 |
| | 生活排水の適正な処理 | <ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道整備の推進 2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進及び合併処理浄化槽の普及促進 3 生活排水対策の推進に向けた普及啓発や公共下水道への接続の促進 4 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進 5 し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築 6 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理 | |
| 取組の柱 | 基本施策 1 災害廃棄物等処理体制の整備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物等の処理への備え 2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直し 3 災害時のごみの排出方法等の広報 | |
| 大規模災害への備え | 基本施策 2 応援・受援体制の整備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 他自治体との相互支援体制の強化 2 民間事業者等との協力関係の強化 3 ITをより活用した災害時の情報共有体制の強化 | |

2 重点施策

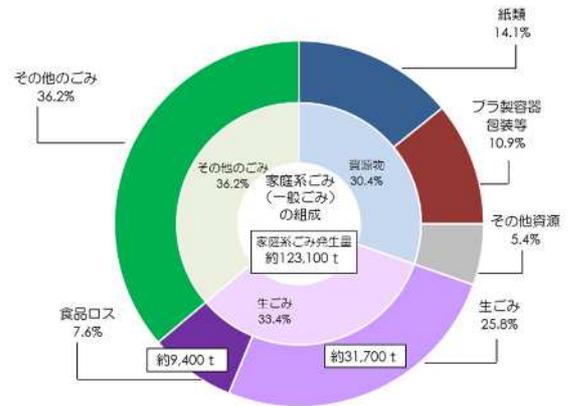
本市の喫緊の課題及び国内外で取組が求められている課題から、重点的に取り組むべき3つの項目を設定します。

■ 生ごみ・食品ロスの削減

家庭系ごみの排出量は、毎年減少してきているものの、「ごみ質測定調査」では、ごみの中に、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスが家庭から排出される一般ごみの7.6%（約0.9万トン）を占めていることから、生ごみの減量と併せて食品ロス削減の対策など更なる取組を進めます。

また、事業系ごみについても、生ごみが41.3%（約2.3万トン）を占めており、家庭系ごみ対策と同様に生ごみ・食品ロスの削減の取組を進めます。

なお、サブ指標として「食品ロス排出量」を設定し、進行管理を行います。



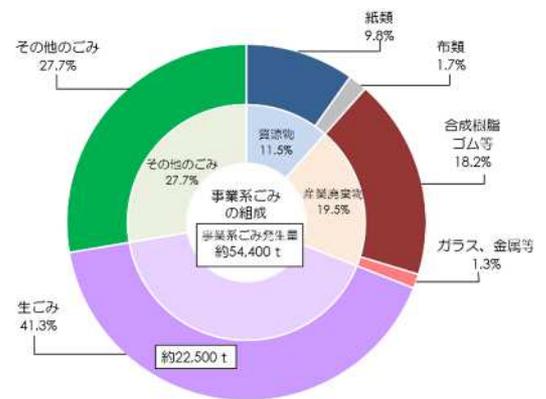
家庭ごみの組成
(平成29年度ごみ質測定調査)

■ 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみは、近年増加傾向にあります。

この事業系ごみについては、市内事業所数など、経済状況による外的な要因の影響を受ける傾向にあります。また、「事業系一般廃棄物組成分析調査」では、産業廃棄物や紙類などの資源化可能物も含まれている状況があることから、分別の徹底によるごみの減量化・資源化の強化を図っていきます。

なお、サブ指標として「事業系ごみの排出量」を設定し、進行管理を行います。



事業系ごみの組成
(平成28年度事業系一般廃棄物組成分析調査)

■ 大規模災害への備え

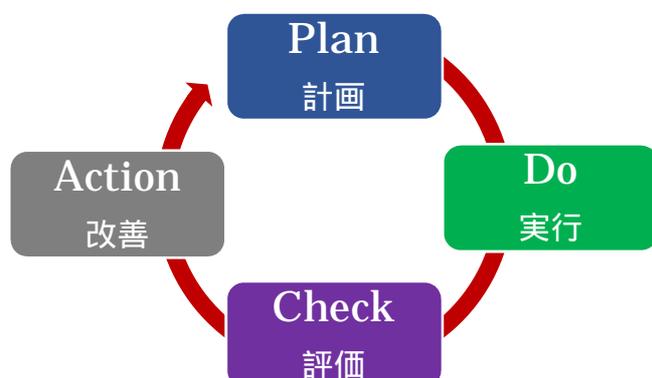
大規模災害時において、災害廃棄物等を円滑に処理するために、市民・事業者・行政が協力し、平時から十分な対策を講じておく必要があります。

また、熊本地震などの教訓を生かし、支援側及び受援側の双方の観点から体制の整備を進めます。



3 計画の推進に向けて

この基本計画に基づく施策（Plan）、実施（Do）、評価（Check）及び改善（Action）からなる PDCA マネジメントサイクルによる進行管理を行います。



計画の策定（Plan）

ごみの減量化・資源化等の目標を定め、その目標を達成するために、「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

施策の実行（Do）

9年間の計画期間において、一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を進めるため、市民・事業者・行政の協働による取組を推進します。

進行管理・評価・公表（Check）

この基本計画の進行に当たっては、毎年度、一般廃棄物処理実施計画を作成し、進捗状況を評価・検証し、単年度の見込量を設定します。

進捗状況を検証するため、ごみ質測定調査などを実施します。

進捗状況については、毎年、相模原市廃棄物減量等推進審議会に報告するとともに、市ホームページなどを通じて広く周知します。

改善（Action）

一般廃棄物処理実施計画に設定する単年度の見込量の達成状況に基づき、数値目標への到達に向け、施策・事業の見直しを行い、翌年度の一般廃棄物処理実施計画に反映し、公表します。

中間目標年度である平成35（2023）年度に、相模原市廃棄物減量等推進審議会に基本計画の改定について諮問を行い、施策の進捗等を総合的に検証するとともに、答申を踏まえて施策・事業や数値目標の改定を行います。

第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画

発行 平成 年 月

編集 相模原市 環境経済局 資源循環部 廃棄物政策課
〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042-754-1111（代表）

FAX 042-753-9413（代表）

E-mail haiki-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp